

令和2年度第4回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和2年9月23日(水) 9時55分開会 11時20分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 17名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課
鳥取市農業委員会
農業会議

倉益、漆原、山根、岡田

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (倉益)	<p>(午前9時55分)</p> <p>定刻より少し早いですが、ただ今より令和2年度第4回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、21名中、17名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>
2 挨 拶 小林会長	<p>(要旨)</p> <p>皆さん、おはようございます。本日、第4回常設審議委員会を開催致しました所、関係各位にはご多用のところ出席を頂き有難うございます。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中、鳥取県におきましても36例目の新型コロナウイルス感染者が発生したとの発表があり、組織運営にも多大の影響を与えており、関係各位にはご心配とご迷惑をおかけ致しております。1日も早い終息を願うものがあります。</p> <p>また、9月16日臨時国会において、安倍内閣から菅内閣へと交代があり、それに伴い江藤拓農相から野上浩太郎農相が就任されました。江藤拓前農相は、退任の挨拶で「基本計画に沿った農政を期待したい。」と中小規模の農家が日本の農業を支えていると期待をしめされました。</p> <p>また、食料・農業・農村基本計画では、生産努力目標を達成するのに必要な作付面積を431万ha、昨年の農作物の延べ作付面積は402万haで、耕地利用率は91.4%となっております。また、少子高齢化の中、農林就業者の52%が65歳以上高齢者であり、課題は山積しておりますが、計画目標達成のため、野上浩太郎新農相就任会見で自らの農政運営方針について、「産業政策と地域政策を車の両輪とし、食糧自給率の向上と食糧安全保障の確保を図っていきたい」と述べられております。</p> <p>また、農林水産物、食品の輸出促進を最重要課題と位置づけ、生産基盤の強化を進める方針を強調され、大きく期待したいものがあります。</p> <p>本日の常設審議委員会は、報告事項、審議案件で農地法第5条で</p>

	<p>1件、そして情報提供ということで進めさせていただきたいと思えます。皆様には十分な審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局 (倉益)</p>	<p>ありがとうございました。 なお、本日、県経営支援課の[]は、公務の都合により欠席でございますので、ご了承願います。 次に、7月と8月は、転用案件がなく常設審議委員会を開催しておりません。ここで、あらためて、6月22日の通常総会以降の新委員のご紹介をいたします。 皆様、次第の最後、3枚目の名簿をご覧ください。それではご紹介申し上げます。1番、鳥取市濱田会長、2番、米子市田邊会長、7番、三朝町山本会長、8番、湯梨浜町長谷川会長、11番、日南町梅林会長、12番、江府町加藤会長、本日はご欠席ですが15番、県農協中央会栗原会長、以上の7名です。どうぞよろしくお願いいたします。 (各委員が挨拶)</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 小林議長</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし) それでは、足立委員(境港市農業委員会)、山本委員(三朝町農業委員会)の両名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項 小林議長</p> <p>県経営支援課 []</p> <p>小林議長</p> <p>上田委員</p> <p>県経営支援課 []</p>	<p>日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、3ヵ月分報告願います。 ([]が資料1により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p> <p>営農型太陽光発電施設について、運営状況について確認したい。</p> <p>ありがとうございます。営農型太陽光発電施設の件ですが、3年間の一時転用として許可しており、毎年利用状況の報告をいただいております。この営農型太陽光発電施設について、この常設審議委員会で審議いただいておりますが、現在は法定の3,000㎡を越えるものだけになっておりますので意見聴取には出てこないものとなっております。</p> <p>今の状況につきましては、本来は一般の8割の営農ができていないといけないというのが許可要件であります。県全体では7件ありますが、すでに1件中止されたもの、東部地区でございます。それ以外のところでは継続的に営農を行っているということですが、その状況はまだ生育段階で販売に至っていないところもあるわけです。</p>

	<p>が、また中には売り上げが低迷しているという所も現実にはございます。コロナ禍での不況、管理が行き届かない等もあり、農業委員会で調査、相談、指導をいただいているところであります。</p> <p>また、この表で数字が出ていないのは、本年度まだ更新時期がきていないということを表しております。</p>
<p>小林議長</p>	<p>その他ご質問、意見がございませんか。</p>
<p>恩田副会長</p>	<p>この営農型太陽光発電施設については大変懸念している。なぜかという、パネル下の作物が80%の売り上げがないといけないうことになっている。この80%にいかない施設に対して、農業委員会から指摘するという事になっているが、農業委員会はきちんとその対応をしているのか。</p> <p>[Redacted]</p>
<p>県経営支援課</p>	<p>ありがとうございます。先程も申しましたとおり、営農型太陽光発電施設の件ですが、各事業者から年1回の状況報告をいただいています。それを各農業委員会で状況を確認してもらい、必要な指導をしようということです。県へも状況報告については届いております。内容を確認させていただき必要なことについては、局を通じて直接確認させていただいているところであります。</p>
<p>恩田副会長</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>県経営支援課</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>恩田副会長</p>	<p>県はきちんと目に見えた指導をされないといけないう。あそこは良くて、他は厳しかったということにはならないように。もっと強制力をもって指導してほしい。そのことをお願いしておく。</p>
<p>小林議長</p>	<p>その他ご質問、意見がございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議 事 小林議長</p> <p>事務局</p>	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。</p> <p>(常設審議委員会について、規程を説明)</p>

(倉益)

それでは、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の
一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)

今月は、第5条案件で1件、鳥取市農業委員会からの意見聴取が
ございますので農業委員会から説明いただきます。なお、5,000
㎡を越えておりますので、現地調査も実施しており、農業委員会
の説明の後、報告をいただきたいと思っております。

それでは、説明願います。

鳥取市農委
事務局

(鳥取市農業委員会が資料に基づき説明)

資料2ページの30aを超える事案説明資料をご覧ください。土地の
所在は、
面積合計は、
7,694.34㎡です。

2の現在の営農状況は、

現在は休耕地で保全管理の状況となっております。土地所有
者3名全員より、砂利採取後に農作物を栽培するという確約を得てお
り、甘藷やネギを栽培する計画です。

3転用事業者です。

過去の一時的転用、砂利採取の許可状況ですが、①鳥取市
合計面積4,610㎡で採取期間は平成29年1月6日か
ら令和2年1月5日まで、②鳥取市
合計面積8,420.56㎡、期間は平成30年3月20日から令和3年3月19日、
現在採取中のもので、県の砂利採取条例に基づき、1業者2カ所の
採取まで可能となっております。

転用目的は、砂利採取、採取計画量は19,417.22㎡、うち表土埋
戻分5,791.88㎡です。

次に、5の立地基準です。農地区分は、農振農用地区域内農地で、
許可根拠規定は、一時的転用で許可日から1年間となっております。(3)
営農条件ですが、現状は、周辺は砂地を利用した甘藷、ネギ等の畑作
が行われていますが、申請地は保全管理を行っている休耕地です。

代替地等ですが、土地の地形、採取見込量、所有者の承諾などを考
慮し、隣接農地への影響が少ない土地ということから申請地が妥当
と考えられます。

次に一般基準です。他法令許認可ですが、砂利採取法で令和2年8
月20日付、鳥取県砂利採取条例の規定に基づく採取計画の認可申請
中です。

(2)規模の妥当性ですが、採取計画量19,417.22㎡に対する1日の採
取量は131㎡、1ヵ月換算で約2,622㎡です。令和2年10月から令和3
年9月の期間で販売予定量13,625.34㎡の採取を予定しており、表土
の除去1か月、採取期間6か月、埋め戻し期間5か月です。一時的転用期
間内での採取、農地復元は可能であり事業規模は妥当です。

(3)営農及び造成・被害防除計画等の措置ですが、掘削に伴う土砂
崩れを防止するため、隣接地との間には、保安距離(2m、5m、10m)を確
保します。飛砂を防止するため、採取期間中は、採取区域の周囲に高さ

1. 2mのネットフェンス、東側の宅地との隣接部分は2.0mのネットフェンス(鋼管70mm、網目2mmx2mm)を設置します。事業終了後の農地復元は、自社が保管している民間建設残土を使用し、表土処理は除去、保管していた表土で、1~1.5m埋め戻す計画です。なお、20m間隔で幅1.5mの透水層を設置し、あわせて撤去した畑かん設備も再設置いたします。

(4)資金調達計画は、

(5)農地復元の担保については、

保証書により確認しております。また、農業委員会の対応として、復元完了後まで計4回の現地確認を予定しております。

農業公共投資ですが、昭和48年度に事業完了した県営ほ場整備事業を実施しております。

以上、立地基準、一般基準ともに要件を満たし、許可は適当と判断いたしました。簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

小林議長

説明が終わりましたので、現地調査の報告を若桜町の浅井会長にお願いします。

浅井委員

若桜町農業委員会の浅井です。よろしく申し上げます。現地調査は、9月16日午前9時から、

現地を確認いたしました。

まず、近隣の営農への影響ですが、先程の説明もあり周辺は山林や駐車場で影響はないと判断いたしました。

また、近隣の了解も得ております。埋め戻しについて、材料の運搬について、農道の汚れについて確認したが、砂の運搬なので汚れは出ない、もし仮に出ても業者できちんと対応しますとのことでありました。次に、掘削に伴う飛砂防止、砂の崩落を防止するためのネットフェンス、保安距離についても十分に確保されていると確認した。埋め戻しの際の透水層の設置、埋め戻し材料も現地で確認いたしました。十分に確保されていること確認いたしました。一時転用の期間であります。1年間となっております。なぜ3年にしないのか確認しました。砂利採取については条例で期間1年でとなっておりますが、今般のコロナ禍で工事が進まない状況、埋め戻し後にある程度、土がしまる場合があるとのことで、状況によっては1年終了後、延長することもあるとのことでありました。

以上から、立地条件、埋め戻しの対応、近隣の承諾も取られており、周辺農地にも影響なく農地復元後も営農が確約されており、妥当で転用の必要性も認められることから、適当であると判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

小林議長

説明、現地調査の報告が終わりました。
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

恩田副会長

2点質問をいたします。

1点目は、被害防除計画

もう1点は、農道使用で土地改良区の同意を取ったということだが、車両通行で農道が壊れた場合、どのような対応になるのか、どういう同意を取ったのか、教えて欲しい。

鳥取市農委

1点目の被害防除について、

。砂利採取の申請の方で周辺の同意を取っているということを確認しております。もう1点の農道補修については、土地改良区の同意の附帯事項として、農道が壊れた際にはすぐに修理するよう付帯条件が付いておりますので、申請者が直ちに対応すると思われま

恩田副会長

農道はすぐ壊れるので、直ちに対応するようになっていけば良い。

鳥取市農委

事務局説明が不足しておりました。補足説明をさせていただきます。説明については、業者が同意を取られたということを確認しております。

小林議長

よろしいでしょうか。その他、質問はございますでしょうか。

山本委員

この常設審議委員会の運営の仕方のことですが、

恩田副会長

南部町では、事前審査をやる。事前審査がこの常設審議委員会はないんです。事前審査がない中で質問するのは当然のことでしょう。これは執行部だからしてはいけないということにはならないです。

小林議長

今、山本委員から質問がありましたが、このことについては、事前に執行部で話し合いをもって、統一見解の中で皆さんにお諮りをしたいということで、就任時に確認いたしましたがこのような状況が続いています。審議というのは、詳しく相談すること、諮問というのは問いただして相談することだと思っております。ただ今、山本委員が言われた件につきましては、今後、執行部で話し合いを持ちまして、今後の方向性を示していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

長谷川委員

今の山本委員の質問、以前から私もずっと思っていました。常設審議委員会運営規程の第4条第3項に、委員会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長の出席がないときは、副会長があたる。と

	<p>書いてあり、提案者側なんです。やはりこれは、会長から是非、事前に執行部として少し早めに出てもらって、内容を詰めてもらっておくことを、山本委員の意見に補足させてもらう。対応方よろしくお願ひします。</p> <p>小林議長 今、山本委員、長谷川委員から執行部での質問はいかがなものかという意見が出ておりますが、これにつきましては、質問内容を執行部で検討させていただいて、組織運営がスムーズに行くような形を取ってまいるように勉強したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。 この件についてはよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声あり)</p> <p>小林議長 それでは、そのほかご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>小林議長 それでは、お諮りします。この5条案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手願ひします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>小林議長 ありがとうございます。それでは異議なしといたします。</p>
<p>7 情報提供 小林議長</p> <p>事務局 (倉益)</p> <p>小林議長</p> <p>長谷川委員</p> <p>事務局 (倉益)</p>	<p>それでは、進行します。 (1) 鳥取県農地利用最適化運動方針の改正について (2) 令和2年度農業委員会特別研修会の開催について</p> <p>2件、続けて説明して下さい。</p> <p>(事務局が資料により(1)、(2)を報告)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 (2)の特別研修会については、資料にあるとおり、4カ所での開催が理想かもしれないが、今年に限って、先程、事務局から説明があったように人数制限して、1カ所の方が良いと思う。 皆さんはいかがか。</p> <p>新任委員の研修はどうするのか。</p> <p>新任委員研修について、本年、改選が15市町村で行われました。この内、12市町村に出かけ、委員会毎に、同じ資料で研修させていただきました。また、この研修には県経営支援課[]にもご指導いただき実施いたしました。のこり3委員会も日程調整して研修に出向かせていただくこととしております。</p>

<p>小林議長</p> <p>小林議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし、異議なしの声あり)</p> <p>それでは、県内1カ所での開催といたします。</p>
<p>8 その他 議長</p> <p>恩田副会長</p> <p>事務局 (倉益)</p> <p>議長</p> <p>事務局 (倉益)</p> <p>9 閉会 議長</p>	<p>それでは、その他として皆さんから何かございますか。</p> <p>鳥取市の砂利採取について、農地復元後の営農はどのようになっているか、以前、説明を求めていると思うがどうか。</p> <p>この件については、以前、鳥取市だけではなく、中部地区も含め、砂利採取の一時転用の農地復元後の営農について報告することとしておりましたができておりません。状況について確認、整理し報告いたしたいと思っております。</p> <p>その他として皆さんから何かございますか。</p> <p>(事務局から次回開催日及び案件がない場合での開催について説明))</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。</p>